

申 入 書

2022（令和4）年12月23日

〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目5番1号
大手町ファーストスクエア イーストタワー19階
和田倉門法律事務所
株式会社ベリテ 代理人弁護士 高田剛 殿

〒321-0968
栃木県宇都宮市中今泉2丁目7番19号
適格消費者団体
特定非営利活動法人 とちぎ消費者リンク
理事長 山口 益 弘
TEL/FAX028-678-8000

当法人は、不特定かつ多数の消費者の利益のために、不当条項や不当勧誘等の是正に向けて、活動を行っているNPO法人であり、内部組織として、弁護士、消費生活相談員など消費者問題に関する専門委員を構成員とする委員会を有しております。2019（令和元）年6月26日に、内閣総理大臣から、消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けています。

さて、貴社の行為には、消費者契約法に鑑み、消費者の利益を害する不当勧誘と思われる点がありました。

つきましては、下記に述べるとおり申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、2023（令和5）年2月10日までに上記連絡先宛に書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入書及び貴社からの回答の有無・内容等は、消費者契約法第27

条に基づき、当法人において公表させて頂く可能性があることを申し添えます。

第1 申入れの趣旨

貴社は、別紙案内文において「ご当選おめでとうございます」「ルース 税抜2,000円（税込2,200円）でのご購入権利」と記載し、対象となる商品を2,200円で購入可能であるかのように示す表示を行うことの停止を求めます。

第2 申入れの理由

貴社の案内文では宝飾品を「ルース 税抜2,000円（税込2,200円）」で購入可能のような表示がされています。しかし、貴社が、ルース（裸石）だけの販売を認めていないため、消費者は、「枠加工代：税抜99,800円～／税込109,780円～」を同時に購入しなければなりません。

枠加工代に関する表示は、案内文下部に「枠加工代：税抜99,800円～／税込109,780円～」とあります。しかし、「ルース 税抜2,000円」の記載箇所と離れているばかりか、枠加工に関するフォントはルースと比べて小さく、消費者は、真実の購入条件を見ないか、誤認して購入しようとする可能性が高い記載です。

また、正確に表示しようとするれば、「ご当選おめでとうございます」「ルース枠加工代金 税抜10万1800円～（税込11万1980円～）」「でのご購入権利」と記載できるのであり、あえて誤認を誘発する記載をしているものといえます。

以上のとおり、案内文にはルース税抜2,000円で購入可能であるかのような記載がされていますが、真実の取引条件は、ルースのみの購入を認めず、宝飾品「税抜101,800円～」で購入しなければならないのであり、実際のものとは異なる表示といえます。

したがって、貴社の案内文は、宝飾品を税抜2,000円で購入可能であ

るかのように示す点で「商品・・・の取引条件について、実際のもの・・・よりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示」（名品表示法第30条1項2号）に該当します。

よって、別紙案内文において「ご当選おめでとうございます」「ルース税抜2,000円（税込2,200円）でのご購入権利」と記載し、宝飾品を2,200円で購入可能であるかのように示す表示を行うことの停止を求めます。

以上